

中頓別町地域おこし協力隊員募集要項

令和7年5月

北緯45度のまち中頓別町は、日本最北部である北海道宗谷地方に位置し、町の面積の8割が森林という豊かな自然に囲まれた酪農を基幹産業とする人口1,500名ほどの小さな町です。

明治時代のゴールドラッシュを機に開拓された中頓別町は、今もなお町内を流れる川で砂金掘りが体験でき、日本最北の鍾乳洞や極上のパウダースノーが楽しめるスキー場があるなど、ニッチな非日常体験を求めるツーリストへの訴求力が高いエリアです。

酪農業が基幹産業ではありますが、新たな地域振興を図るため、寒冷積雪地帯での醸造用ブドウの栽培という新たな取り組みを平成29年より進めています。

令和6年には、前年に試験圃場にて収穫したブドウで試験醸造を行うまでになりました。試験醸造した初ワインは、町民の方たちとテイastingを行い、参加されたソムリエの方からも『色合いも濃く、適度な酸味もあり、今後に期待できる』との好評価をいただいているところです。

令和5年度からは本格的な栽培もスタートしており、約3haほどの農地に山ブドウ系の品種約2000本を栽培する予定で、令和10年頃からワインの醸造・販売を進める計画としています。

令和5年度より1名の地域おこし協力隊員が、ブドウ栽培担当者として圃場の管理等に携わっておりますが、管理するブドウ樹も増えることから、一緒にブドウ栽培からワイン醸造までかかわっていただける協力隊員を新たに募集することといたしました。なお、協力隊員については任期を終えた後も、本町のブドウ栽培を長期的に担っていただきたいと考えておりますので、興味のある方の応募をお待ちしております。

※ 現在中頓別町では、醸造用ブドウ栽培業務1名、観光振興業務1名、保健福祉関係業務1名、町の総合計画関連業務1名、教育関係業務の計5名が「地域おこし協力隊員」として活動中です。また、地域おこし協力隊の活動期間終了後に町内で起業・就業した方は8名ほどおり、それぞれが地域内の様々な分野で活躍されています。

1. 仕事・業務概要と募集人数

(1) 醸造用ブドウ栽培における6次化推進に関する業務(1名)

【町産醸造用ブドウの栽培に関する以下の業務】

- ・醸造用ブドウの栽培及び管理(試験用圃場及び、商業用圃場)
- ・醸造用ブドウの利活用の検討
- ・醸造用ブドウ栽培及び、ワイン醸造に関する技術取得
- ・事業の管理及び推進に関する業務及び必要となる資格等の取得
- ・地域支援組織の設立及び運営
- ・その他必要な業務
- ・地域おこし協力隊員活動

【地域おこし協力隊員活動】

- ・ホームページ等による地域情報の発信
- ・中頓別町での暮らし、体験を実践し発信
- ・地域おこし協力隊員ブログ、SNSの運営(共同)
- ・地域におけるイベントや行事などの活動支援
- ・その他、地域おこしに資する活動
- ・研修会の参加

2. 募集対象

- (1) 心身共に健康で、誠実に業務を実行できる方。
- (2) 申込み時点で総務省の定める制度に基づく三大都市圏等の都市地域に居住し（または、他の地域で地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内の方）、採用決定後に中頓別町に住民票を移し、居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を取得している方（AT 限定は要相談）
- (4) パソコンやメール、Word、Excel を使用できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も中頓別町内に定住し起業又は就業しようとする意欲のある方
- (6) 協力隊の業務以外でも、地域での活動に積極的に参加できる方
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定されている欠格事項に該当しない方
- (8) 暴力団員、暴力団関係業者に該当しない方

3. 募集人員 1 名

4. 勤務地 中頓別町内

5. 勤務時間 勤務日は原則、週5日 8:30~17:15（12時~13時は休憩）

6. 雇用形態・期間

- ・身分は中頓別町会計年度任用職員となります。
- ・任用期間は最長3年間とし、1年毎の契約となります。

※着任日は応相談とします。

※協力隊の任期満了後の対応については本人と町の両者にて相談し、本人の意向に沿うよう努力致します。

7. 給与

- ・月額賃金 216,800 円
- ・手当 通勤手当、住宅手当(最大 27,500 円)、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等

※中頓別町職員給与条例の規定に基づき支給します。

※赴任の費用は支給いたしません。個人の光熱水費、町内会費等は自己負担です。

※昇給有り。

8. 待遇・福利厚生

- ・社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）に加入します。月額賃金より本人負担分が引かれます。

※詳細については、中頓別町会計年度任用職員取扱要綱及び中頓別町地域おこし協力隊設置要綱に定めるとおり。

※健康保険として市町村職員共済組合（短期）に加入します。

9. 休日・休暇

- ・週休二日制、祝日及び年末年始（12月30日~1月4日までの6日間）
- ・規定により適時有給休暇を付与します。

10. 応募手続き

- (1) 応募受付期間 令和7年6月20日（金）
- (2) 提出書類 次の書類を郵送にて提出
 - ①中頓別町地域おこし協力隊応募用紙
 - ②履歴書（市販品の利用可）※令和7年6月20日（金）必着

(3) 提出先・問い合わせ先

〒098-5551 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6
中頓別町役場 産業課 担当：平中、北村
電話 01634-8-7662
メール sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp

11. 選 考

- (1) 第1次選考 書類選考及びSPI試験(WEB受験可)
応募後 SPI 試験の受験方法を随時連絡します。
結果については応募者全員に電話またはEメールもしくは文書で通知します。
- (2) 第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接による選考試験を実施します。日時や面接方法等は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
※基本的には zoom 面接を想定していますが、対面での面接を行う場合の第2次選考に係る交通費等の経費については、受験者の負担とします。
- (3) 最終結果通知 第2次選考後、速やかに合格者に電話で通知します。また、受験者全員に文書で可否を通知します。

12. その他

- (1) 合格者に対しては、指定の健康診断書を提出していただきます。提出できない方は申込みをすることはできません。健康診断にかかる費用は自己負担となります。
- (2) 募集に係る全てに個人情報については、法及び中頓別町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳正に管理し、本人の了承を得ない限り、第三者に提供しません。

中頓別町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

中頓別町長 小林 生吉 様

住所
応募者
氏名

中頓別町地域おこし協力隊に、次のとおり応募します。(どちらかにチェックしてください)

- 醸造用ブドウ栽培業務
- 有害鳥獣業務

氏名				昭和・平成	年	月	日生	(歳)
住所	〒						性別	
電話	自宅	携帯	FAX					
E-mail	@							
現在の勤務先	※学生の場合は、学校名を記入してください。							
応募理由(別紙によることも可)								
<p>応募資格</p> <p>以下を確認し、該当する口にチェックをして下さい。</p> <p><input type="checkbox"/>申込み時点で三大都市圏等の都市地域に居住し(または他の地域で地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内である)、採用決定後に中頓別町に住民票を移し、居住できる</p> <p><input type="checkbox"/>普通自動車運転免許証を取得している</p> <p><input type="checkbox"/>パソコンをメールのやり取り等で日常的に利用している</p> <p><input type="checkbox"/>心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる</p> <p><input type="checkbox"/>地域おこし協力隊の活動期間終了後も中頓別町内に定住し起業又は就業する意欲がある</p> <p><input type="checkbox"/>協力隊の業務以外でも、地域での活動に積極的に参加できる</p>								